第2章

子育て支援・少子化対策の動向

1 国の動向

国においては、平成2年に前年の合計特殊出生率が1.57となり、「ひのえうま」 (昭和41年)という特殊な要因により過去最低であった1.58を下回ったことを 契機に、子どもを生み育てやすい環境づくりの検討を始めた。

平成6年には、エンゼルプランを策定し、保育サービスを中心とした支援策を拡充 し、平成11年には、新エンゼルプランを策定し、保育サービスを中心とした支援策 から、雇用、母子保健、教育等への支援を含めた総合的な支援策を展開した。

しかしながら、少子化の進行に歯止めがかからないことから、平成15年以降、次世代育成支援対策推進法の制定や、子ども・子育て応援プランの策定等により支援策の拡充を図ってきたところである。

その後、平成19年には、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を策定し、今後 の次世代育成支援施策の一層の充実に向けて検討が進められている。

国の子育て支援・少子化対策の経緯

平成 6年 「エンゼルプラン」の策定

平成11年 「新エンゼルプラン」の策定

平成15年 次世代育成支援対策推進法の制定

少子化社会対策基本法の制定

平成16年 「少子化社会対策大綱」の策定

「子ども・子育て応援プラン」の策定

児童虐待防止法及び児童福祉法の改正

平成18年 新しい少子化対策

平成19年 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定

「子ども・子育て応援プラン」の策定

少子化社会対策基本法(平成15年制定)に基づき、平成16年に「少子化社会対策大綱」を策定し、子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会への転換を喫緊の課題とし、少子化の流れを変えるための対策を集中的に取り組むこととした。

さらに、この大綱に盛り込まれた施策を効果的に推進するため、同年、「子ども・子育 て応援プラン」を策定し、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」「仕事と家庭の両立支 援と働き方の見直し」「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」「子育ての新たな支 え合いと連携」という4つの重点課題に沿って、平成17年度から平成21年度までに講 ずる具体的な施策内容と目標を掲げ、これらを総合的かつ計画的に実施している。

─ 【 子ども・子育て応援プランの概要 】 ─

1 若者の自立とたくましい子どもの育ち

- ・若年者試用(トライアル)雇用の積極的活用
- ・全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施

2 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

- ・企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及
- ・個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進、 仕事と生活の調和キャンペーンの推進

3 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

- ・保育所、児童館、保健センター等において中高生が乳幼児とふれあう機会を提供
- ・全国の中・高等学校において子育て理解教育を推進

4 子育ての新たな支え合いと連帯

- ・地域の子育て支援の拠点づくり(市町村行動計画目標の実現)
- ・ 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開(待機児童が多い市町村における重点的な整備)
- ・児童虐待防止ネットワークの設置 ・子育てバリアフリーの推進(公共交通機関・公共施設等の段差解消、マップの作成)

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定

平成19年に、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議が設置され、「すべ ての子ども、すべての家族を大切に」を基本的考え方に置いて、制度・政策・意識改革な ど、あらゆる観点から検討を重ね、「仕事と生活の調和の実現」、「包括的な次世代育成支 援の枠組みの構築」を同時並行的に取り組んでいく重点戦略をとりまとめた。

○ 仕事と生活の調和の実現

就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる 社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会の実現に向けた取組の方向性を示すも のとして、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生 活の調和推進のための行動指針」を策定し、具体的取組を推進することとしている。

包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

次世代育成に関連する給付・サービスを体系的かつ普遍的に提供するため、国、地 方公共団体の公費負担、企業や個人の拠出・負担により支える制度の再構築に向けて 検討が進められている。

^{※「1} 国の動向」については、平成20年版少子化社会白書(内閣府)、子ども・子育て応援プラン(厚生労働省)及び「子どもと 家族を応援する日本」重点戦略検討会議とりまとめを参照。

2 本県の動向

本県においては、「子どもと子育てにやさしい社会づくり」を進めるための指針となる「児童環境づくりビジョン」(平成5年策定)を踏まえ、平成6年に、平成6年度から12年度までを実施期間とする「山口県児童環境づくり行動計画」を策定した。

さらに、だれもが安心して子どもを生み、育てることができる社会の構造を目指して、平成13年に「やまぐち子どもきららプラン21」を策定し、保健・医療、福祉、労働、教育など総合的な施策を推進してきた。

また、社会全体で子どもや子育てを支える環境づくりを進めるため、本県独自に、県民総参加で子育て支援の輪を広げる「やまぐち子育て県民運動」を展開している。

本県の子育て支援・少子化対策の経緯

平成 5年 「児童環境づくりビジョン」の策定

平成 6年 「山口県児童環境づくり行動計画」の策定

平成 13年 「やまぐち子どもきららプラン21」の策定

平成 15年 「やまぐち子育て県民運動」の開始

平成 17年 「やまぐち子どもきららプラン21」の改定

平成 19年 子育て文化創造条例の制定

「やまぐち子どもきららプラン21」の策定

少子化の進行や児童虐待の増加など、子どもを取り巻く環境が大きく変化してきている 状況に対応するため、山口県少子化問題調査検討委員会の提言「少子化の課題と対応」を 踏まえつつ、国の「新エンゼルプラン」との整合性を図りながら、平成13年に、「やま ぐち子どもきららプラン21」を策定し、家庭、学校、職場、地域などが一体となって、 子どもや子育て家庭を支援する取組を計画的に推進することとした。

また、国において、平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定され、その翌年に、「少子化社会対策大綱」や「子ども・子育て応援プラン」が策定されたことなどを踏まえ、平成17年に、「やまぐち子どもきららプラン21」**を改定し、次世代育成支援の観点に立った子育て支援・少子化対策に取り組んでいる。

※別紙「「やまぐち子どもきららプラン21」に基づく施策体系(26頁)

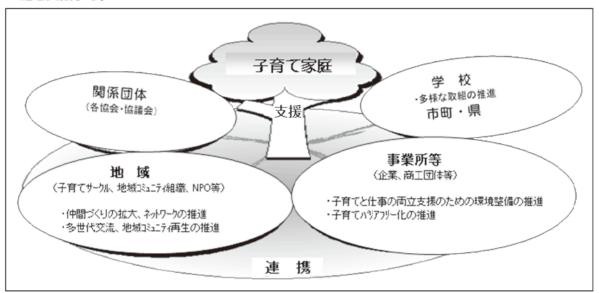
やまぐち子育て県民運動の展開

平成15年から、子どもや家庭に関わる機関、団体、事業所等が協働して、県民総参加で子育て支援の輪を広げる本県独自の「やまぐち子育て県民運動」が展開されている。

「やまぐち子育て県民運動推進会議」(NPO法人や保育所、幼稚園、事業所等の関係者で構成)を推進母体とし、県内各地域で県民運動地域コーディネーターによるネットワークづくりやサポート会員(子育て応援団・結婚応援団)の自主的・主体的な活動、ホームページ「やまぐち子育てゆびとまネット」による情報発信、「元気キッズ&ファミリーフェスタ」の開催など、様々な取組を展開している。

《やまぐち子育て県民運動が目指す社会》

地域の人々や様々な団体同士が、相互に連携・協働することで、取組の輪を拡大し、子育て家庭を支援する。



子育て文化創造条例の制定

少子化の進行に歯止めをかけ、安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するため、社会全体で共に力を合わせて子育てを支えていく、山口県らしい「子育て文化の創造」を目指して、平成19年10月に、今後の子育て支援や少子化対策の基本となる子育て文化創造条例を制定した。

「やまぐち子どもきららプラン21」に基づく施策体系

「やまぐち子どもきららプラン21」では、県民ニーズや重点的に対応すべき課題等を 踏まえ、家庭・学校・職場・地域ごとに、保健・医療、福祉、労働、教育など、各分野 にわたる施策を7つに体系化し、次世代育成支援のための施策を総合的に推進している。

7 つの施策体系

1	子育てにやさしい風土づくり ――――	(1)子育て文化の気運の醸成 (2)やまぐち子育て県民運動の展開
2	親と子の健康の増進	(1)親と子の健康づくりの推進(2)親と子の食生活の充実や食育の推進(3)周産期医療等の充実(4)小児医療等の充実(5)障害児の相談指導・療育の充実
3	子育て家庭への支援の充実 ――――	(1)子育ての情報提供・相談機能の充実 (2)乳幼児期における支援の充実 (3)児童生徒期における支援の充実 (4)ひとり親家庭の自立支援の推進
4	子どもがのびのび育つ学習環境の整備	(1)家庭教育の充実(2)学校教育の充実(3)地域での主体的な活動の場の充実(4)子どもの立場に立った環境づくり(5)若者の自立に向けた就職支援
5	子育てと就業等との両立支援 ――――	(1)子育てしやすい職場環境づくり(2)多様な保育サービスの充実(3)放課後児童の健全育成
6	地域による子育て支援の充実 ――――	(1) 子育て支援のネットワークの形成 (2) 子育ての仲間づくりの支援 (3) 児童養護施設等における自立支援 (4) 子育てに配慮した住宅・住環境の整備 (5) 安心して子育てができるまちづくり
7	子どもの安心・安全の確保 ――――	(1)児童虐待防止ネットワークの充実(2)子どもの心のケアの充実(3)健やかに育む地域活動の促進(4)安心・安全の環境づくり

274

Have you hugged your child today?

アメリカでは、子どもは「小さな大人」としてみられることが多いように思います。生まれて間もないのに、飾り付けがきちんとされた個室を与えて、1歳児なのに、小さなジーパンをはかせて、厚い生地のジャケットやひも付き靴、大人のものと変わらないようなファッション。お話が少しできるようになったら、選択肢を与えて「今日はパン?シリアル?」「どっちの絵本がいいの?」とか、子どもの考え方や意見がしっかり育つような教育をしています。しつけにおいても、大人の社会で子どもが礼儀正しくいられるように、しっかりとした「YES・NO」を求めるし、従わないと罰を与えることがあります(近年では、体罰ではなく、好きなテレビが見られないとか、一定期間友達と遊べないとか)。それがうまくいったときに、礼儀正しい子どもに育つのですが、その逆に、ショッピングセンターのど真ん中で体を床に投げ出して大泣きしている子どもをみることも少なくありません。

それに対して、日本では、子どもに自分で着やすい服を着せること、一緒に寝ること、子どもの行きたい方向に親も行くといった、子どもを中心とした生活をしているように思います。私の子どもの保育園の保育士を見て、いつも感動し自分も見習おうとしているのは、子どもの怒りやイライラ感を無理やりにやめさせようとせずに、そのまま受け止め、子どもの気持ちを分かってあげることで子どもが素直になるということです。

日本の子育てがうまくいったときに、アメリカと違った意味での「子どもの文化」を伝えることで、子どもらしさが育っているような気がします。

ただし、日本の子育てに絶対的に足りないものが二つあると思います。一つはポジティブ・リエンフォスメント(好ましい行動を褒め、同じ行動を繰り返させる教育訓練法)です。大げさに褒める言葉は逆効果とはよくいわれますが、親が小さな成功を褒めることはなかなか聞かないですね。「今日は一人で準備ができたね」とか「今日はママのお手伝いをしてくれてとても助かりましたよ」という肯定的な言葉は「何でいつもだらだらしているの?!」とか「もっと早く!」といった言葉よりはるかに子どもに自信を与え、その行動を繰り返そうという気持ちが育ちます。

もう一つは、スキンシップです。私は毎日ところかまわず何回も子どもにキスしたり、ハッグしたり、くすぐったりしていますが、子どもたちが年中組や年長組になってから、ずっと見てきている周りの子どもたちから突然「いや~、キスしている!」「何でいつもハッグしているの?!」というコメントが

非常に増えましたし、逆に娘や息子をくすぐったりしていると、その子どもたちが群がって 「私もやって!!」と大興奮します。

日本では、たくさんの子どもはスキンシップに飢えているように思います。他の欧米人から も同じ意見を聞きますし、研究報告も読んだことがあります。その報告書によると、成熟した 大人の身体的、感情的、知的発達に子どもの頃のスキンシップは不可欠であり、大人になっても 感情表現が豊かになると指摘されていました。

みなさん、あなたの子どもに今日は抱きついていますか?大人の私でも、母に抱きつかれたときにはやっぱり嬉しい・・・Hug your child!!!

山口県立大学 准教授 ウィルソン・エイミー

